



情報(第 179 号)



令和 6 年 5 月 31 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

賃上げの時代

既にニュースでお聞きになっておられることでしょう。厚生労働省が今月 9 日発表した 3 月の毎月勤労統計調査（速報、従業員 5 人以上の事業所）によると、1 人当たりの賃金（実質賃金）は物価変動を考慮した実質で前年同月比 2.5%減、減少は 24 か月連続で過去最長とのことです。

給与総額は伸びているものの、物価高に追いつかない状態が続いているためです（日本経済新聞：令 6.5.9）。賃上げの時代ですが、これがなかなか難しいのです。



1 今後の予測等

実質賃金とは、名目賃金から物価変動の影響を差し引いた指数で、労働者が購入できる物品やサービスの量を表しています。

経済対策として、急遽、次月から定額減税※1 が実施されるので、この効果が幾分期待できるかと思えば、米の価格が急騰しているといえます。去年が不作であったことに加え、訪日外国人が寿司を沢山食べるので需要が急拡大しているというのです。我が国を愛していただけることはよきこととして、物事には積極、消極の両面があるため、すべてよしとはならないわけです。

結局、ちょっとばかりの減税では豊かにはならない!!※2。

※1 先日、国税庁のコールセンターへ電話したところ、「すみません」から始まりました。きっと大文句を言われているに違いないと同情するのです。第一に企業へ多大なる事務負担を押し付け、それなら事務費ぐらい支払うべきですし、更には、滅茶苦茶わかりにくく、複雑。誰がこんな制度を考えたのかというのが一般的な声でしょう。

※2 本人、同一生計配偶者または扶養親族各一人につき 30,000 円。個人住民税も各一人につき 10,000 円。

2 企業の賃上げ

春には、大企業が華々しく賃上げを実施しました。中小企業の状況として、「賃上げを実施した」と答えた経営者が 52.3%、今後の賃上げ予定について「ある」が 61.3%との調査結果があります（GDXリサーチ研究所：令 6.5.28）。

賃上げを行わない理由として、「業績低迷」（36.6%）、「景気低迷」（26.8%）、「雇用維持の優先」（26.0%）が上位三つとなっています。

3 賃上げの条件

これは簡単であって、労働生産性の向上や付加価値化・新規販路開拓等によって、売上実績を伸ばすことが必要です。経費削減もその施策とはいえ、賃上げができるほどの削減はまず無理で、できるとすれば人員整理が伴うのではないのでしょうか。

また、労働生産性の向上や付加価値化・新規販路開拓等は、日々の継続があつてこそできるものであり、今、賃上げのためといって即効性は得られません。以上のように賃上げの条件は何かと障害が大きいのです。

4 賃上げの環境整備その1

今年度、山口県では、地方創生臨時交付金対象事業として、初任給等引上げ応援奨励金制度が実施されています。賃上げ機運が高まりを見せる一方、物価高騰に賃金上昇が追い付いていない現状を踏まえ、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、3.0%以上の賃金引上げを支援するものです。

制約が少なく、かつ、簡易明瞭でとても有難い制度です。とはいえ、対象が35歳未満の正社員に限定されており、企業内では、賃上げ対象をその範囲へ限定することは困難です。また、一人10万円であることから、ほぼ1年で奨励金を食い尽くすことになり、生産性が向上しない限り、2年目以降かえって首を絞めることになりかねないことを認識して受給すべきです。

5 賃上げの環境整備その2

賃上げのために有名な制度として業務改善助成金があります。雇用保険を財源とする国の助成金です。事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

企業の設備投資を促して、これによって生産性向上を図り、賃上げ圧力を回避しようとする発想です。

最低賃金かそれに近い賃金水準が対象と範囲が極めて限られていること、初年度活用できても、次年度には投資する設備がないなど、非常に制約が多いといえます。

前項の奨励金及び業務改善助成金とも申請代行を承っております。

6 賃上げ税制

賃上げに取り組む企業・個人事業主の応援として、中小企業では、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除することになりました。ただし、控除上限額は法人税額等の20%とされており、実際は、ほとんど20%が適用されるようです（よく承知しておりません）。

はっきり言って、政治家・政府の誇大広告ではないでしょうか。そういう計算実態ならば、原則20%と表記すべきです。1の定額減税といい、明朗な税制運用にはほど遠いと評価せざるを得ません。

7 頼みの綱

最後の頼みの綱は、労働者の勤勉性、経営者の手腕によります。たしかにおかしな経済政策があるとしても、しかし、すべて誤っているわけではなく、我が国には優秀な国民性が潜在力としてあり、これを呼び覚まして各自ができることを実践したいものです。

「狼の牙を折れ」（門田隆将）は迫力があります。昭49年当時、警視庁公安部が連続企業爆破事件の犯人をどうやって突き止め、逮捕したかを描いたものです。何かを達成するには熱意、集中力、愛国心が必要と感じます（この事件はまだ終わっていません）。